

青森県報

第二百十六号

令和二年
十月五日
(月曜日)

目次

告示

- 家畜商講習会の開催……………(畜産課) ……一
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
- 右 同……………() ……三
- 右 同……………() ……四
- 右 同……………() ……五
- 右 同……………() ……六

公安委員会

- 青森県警察勤務管理システム賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……八

告示

青森県告示第七百四十六号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の二第一項の規定により公示する。

令和二年十月五日

青森県知事 三村 申 吾

一 開催日時

令和二年十一月三十日午前九時から同年十二月一日午後五時まで

二 開催場所

青森県庁西棟八階中会議室 青森市長島一丁目の一

三 講習科目及び時間数

講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者については2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者については2について受講することを要しない。

1 家畜の取引に関する法令 四時間

2 家畜の品種及び特徴 四時間

3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、令和二年十一月十二日までに青森県農林水産部畜産課に提出すること。

1 三千四百円(獣医師の免許を受けている者については千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者については二千七百六十円)分の青森県収入証紙

2 写真(願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。)

3 住民票の写し(願書提出前三か月以内に交付を受けたもの)

4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者については、当該免許に係る免許証の写し

五 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地域県民局地域農林水産部及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。

2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

3 受講者は、最寄りの公共交通機関を利用すること。

4 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各地域県民局地域農林水産部に問い合わせること。

青森県告示第七百四十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和二年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	加入区の名称
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四〇の三 飯田 健一郎	外ヶ浜第五加入区
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五七の一 高森 一俊	外ヶ浜第六加入区
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜一二の二 津嶋 悌彦	外ヶ浜第七加入区
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜四七 若山 寿久	川内町加入区
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越四五の四 五十嵐 重親	むつ市第一加入区
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越四九の四 柿崎 光英	むつ市第二加入区
むつ市川内町宿野部九一 笹井 明志	
むつ市川内町松川川代七二の三四 松野 忠志	
むつ市大字奥内字浜奥内五の二 新谷 富也	
むつ市大字奥内字江豚沢一の一 伊藤 誠	
むつ市大平町三三の九 大室 石夫	
むつ市大平町二二の二二 柳谷 徹	

上北郡野辺地町字八ノ木谷地三四の三四 荒川 松雄	野辺地町加入区
上北郡野辺地町字馬門九四の二八 荒川 芳明	
東津軽郡平内町大字土屋字高森山一の一四七 田村 幸秀	平内町第一加入区
東津軽郡平内町大字土屋字高森山一の二〇二 田村 政行	
東津軽郡平内町大字茂浦字月泊一七四の一 竹内 忠一	平内町第二加入区
東津軽郡平内町大字茂浦字月泊四 竹内 武雄	
東津軽郡平内町大字茂浦字馬屋尻三の二 後藤 和年	平内町第三加入区
東津軽郡平内町大字茂浦字馬屋尻一 後藤 修治	
東津軽郡平内町大字東田沢字田沢七四の一 畑井 薫	平内町第四加入区
東津軽郡平内町大字東田沢字田沢五七 畑井 悟	
東津軽郡平内町大字浜子字堀替四二 浜田 年春	平内町第五加入区
東津軽郡平内町大字浜子字家の下二の二 浜田 善悟	
青森市大字後潟字大原二五 工藤 利行	後潟加入区
青森市大字四戸橋字磯部四〇の九八 工藤 徳光	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ青森西バイパス店・ユニクロ青森三好店
青森市大字石江字三好二丁目二の二二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男	変更なし	
エムエル・エステート株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 芳野秀俊	エムエル・エステート株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目二の六 代表取締役 石山博英	令和 二・四・一

三 届出年月日

令和二年九月十七日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和二年十月五日から令和三年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和三年二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ黒石

黒石市富士見一〇九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目 三の二三 代表取締役 辻田泰徳	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目一 の一 代表取締役 辻田泰徳	令和 二・六・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

工藤久敦 弘前市大字泉野三丁目四の一	大和情報サービス株式会社の二 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 代表取締役 藤田勝幸	株式会社トータル・リユース 岩手県釜石市上中島町二丁目二の三三 代表取締役 伊瀬幸郎	株式会社アルカスイーターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 荒川孝男	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野靖二	株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一六 代表取締役 澤木祥二	株式会社NHCC 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三五の二二 代表取締役 鈴木貞男	成田孝之 弘前市大字土手町二四の一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一六 代表取締役 杉山忠雄	令和 二・七・三	変更なし	変更なし	変更なし
						二・五・二				

四 届出年月日

令和二年九月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

令和二年十月五日から令和三年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ五所川原
- 二 五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目 三の二三 代表取締役 辻田泰徳	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目一の 一 代表取締役 辻田泰徳	令和 二・六・一

- 三 届出年月日
令和二年九月十七日
- 四 届出書の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所
- 2 期間
令和二年十月五日から令和三年二月五日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 五 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

- 1 提出期限
令和三年二月五日
- 2 提出先
青森県商工労働部商工政策課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドリームタウンALi
青森市浜田三丁目一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目二の一 代表取締役 飯盛徹夫	みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目二の一 代表取締役 梅田圭	令和 二・四・一

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三の五 代表取締役 青山理	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山七七一の一 代表取締役 柳井正	変更なし	

株式会社ライトオン 茨城県つくば市小野崎二六〇の一 代表取締役 藤原祐介	ワイエス株式会社 八戸市大字廿三日町二 代表取締役 吉田誠夫	株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区神南一丁目一の一の五 代表取締役 野口実	トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 東京都中央区築地五丁目六の四 代表取締役 ヴァンサン・ネリアス	株式会社ポーラ 東京都品川区西五反田二丁目二の三 代表取締役 竹永美紀	株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目二の八 代表取締役 夏目俊紀	平野佳奈子 青森市奥野一丁目二の一八	株式会社ストライプインターナショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 石川康晴	株式会社ミルク 青森市小柳五丁目一八の六 代表取締役 工藤成祥	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇 代表取締役 吉田直樹
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社赤とんぼ 青森市新町二丁目二の五 代表取締役 夏目俊紀	変更なし	株式会社ストライプインターナショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 立花隆央	変更なし	変更なし
						令和 二・三・一〇		二・三・六		

株式会社ジーユー 山口県山口市佐山七二七の一 代表取締役 柚木治	変更なし
----------------------------------------	------

四 届出年月日
令和二年九月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和二年十月五日から令和三年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。



大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田複合商業施設

十和田市東一番町七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	変更なし	変 更 年月日
変 更 前	株式会社エーワン・トゥ 三沢市大町一丁目八の九 代表取締役 赤坂安信	変 更 後	変更なし	変 更 年月日
変 更 前	金京源 十和田市東二十三番町一〇の二六	変 更 後	変更なし	変 更 年月日
変 更 前	金英輝 十和田市東十四番町四の四の六	変 更 後	変更なし	変 更 年月日
変 更 前	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目 三の二三 代表取締役 辻田泰徳	変 更 後	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目一の一 代表取締役 辻田泰徳	令和 二・六・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	変更なし	変 更 年月日
変 更 前	株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 一 代表取締役 才津達郎	変 更 後	株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目三八の 一 代表取締役 貞方宏司	令和 二・八・四

株式会社大創産業
広島県東広島市西条吉行東一丁目
四の一四
代表取締役 矢野靖二
変更なし

有限会社大池商店
上北郡東北町字上笹橋三の四六
代表取締役 大池勇氣
変更なし

株式会社メガネトップ
静岡県静岡市葵区伝馬町八の六
代表取締役 富澤昌宏
変更なし

有限会社四次元ポケット
平川市新屋栄館三七の二
代表取締役 葛西まゆみ
変更なし

四 届出年月日

令和二年九月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和二年十月五日から令和三年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

公安委員会

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県警察勤務管理システム賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年十月五日

青森県警察本部長 村 井 紀 之

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間におけるシステム構築、設定、保守等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県警察勤務管理システム 一式

二 賃貸借期間

令和三年二月一日から令和八年一月三十一日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該

排除要請が継続している者でないこと。

5 納入するシステムについて、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、令和二年十月二十九日午後五時までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二一一

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二一一

2 入札書の提出期限

令和二年十一月十六日 午前十時三十分

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部六階会議室B

令和二年十一月十六日 午前十時三十五分

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二

号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

(賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度ごとの契約金額)の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和二年度の契約金額とする。ただし、令和三年度から令和六年度の各年度の契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、

令和七年度の契約金額は、落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Specifications and quantities of the products to be leased:

(1) Aomori Prefectural Police work management system 1 set

(2) Specifications and quantities of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

10:30 A.M. November 16, 2020

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円